

設備機器等の保守管理業務

1 電気設備運転保守

各機器の機能を十分に発揮するよう点検調整、整備清掃等を行う。

- (1) 資格・要件
 - ア 電気設備要員(第三種電気主任技術者)
 - イ 補助要員
- (2) 高圧受電回路に関する業務
 - ア 監視盤計器等の指示記録
 - イ 軽微な故障の修理
 - ウ その他必要な業務
- (3) 配電回路に関する業務
 - ア 主回路の開閉操作
 - イ 動力制御盤及び電灯盤の電源開閉操作
 - ウ 各計器の指示記録
 - エ 蓄電池の保存
- (4) その他の電気設備の運転保守
 - ア 放送設備(競技場、多目的室、非常放送等)
 - イ 火災報知
 - ウ その他
- (5) 点検調整、清掃等
 - ア 電気関係各室内
 - イ 各種電気設備
 - ウ その他

2 冷暖房・空調設備運転保守

- (1) 空調機の日常定期清掃点検
- (2) ダンパー類及びバルブ類の点検
- (3) 各計器類の点検
- (4) 各空調機および換気機器のフィルター清掃点検及び取替時の計画
- (5) 送風機の機能維持点検
- (6) 各種機器の軽易な注油、グリスアップ等の実施
- (7) 熱源設備(チラー)点検の実施(メーカー等の協力を得て実施)
- (8) 点検、調整後の報告書類の作成
- (9) 軽微な故障の修理
- (10) その他の記録整理
- (11) その他保安上必要な事項

3 給排水衛生設備保守

- (1) 各種ポンプ、制御装置の機能点検
- (2) 各種パッキン、付属機器類の点検調整
- (3) 使用水量の情報(記録)の分析及びそれに対する措置
- (4) ガス使用量の情報(記録)の分析及びそれに対する措置
- (5) 水漏れ、ガス漏れの点検
- (6) 排水状態の点検
- (7) 消防ポンプの作動確認、注油、自動制御装置及び異音・振動の点検
- (8) 衛生機具の点検
- (9) その他保安上必要な事項

4 その他機械設備保守

- (1) 増圧直結給水ポンプのメーカー点検
- (2) ガス湯沸し器、電気貯湯給湯器の点検
- (3) 屋上雨水貯留槽(旧プール)の清掃
- (4) 屋上雨水貯留槽(旧プール)のゴミ除けスクリーンおよび排水口の点検・清掃
- (5) 各雨樋集水口の清掃
- (6) 地下湧水ピットの点検

5 法定点検の実施 (点検結果の報告は個別に提出する。)

自動火災報知設備点検	→ 設 1
防排煙設備点検	
誘導灯設備点検	
屋内消火栓設備点検	
非常放送設備点検	→ 設 2
消火器設備点検	→ 設 3
空気環境測定	→ 設 4
建築物等定期点検	→ 設 5
昇降機点検	→ 設 6
その他施設に関し法令上必要とされる検査・点検	

6 自主点検 (点検結果の報告は個別に提出する。)

自動ドア点検	→ 設 7
空調用自動制御装置保守点検	→ 設 8
太陽光発電設備保守点検	→ 設 9
電話交換機設備点検	→ 設 10

7 昇降機設備保守点検

昇降機 乗用 3 停止 1 基 車椅子兼用
月一回の保守点検 年 1 回の定期点検

8 電話交換機設備点検

年 6 回の保守点検
デジタル電子交換機 4 回線、内線電話機 13 台

機器メーカー等

	名称	メーカー
空調	ガスヒートポンプ式 (競技室、ホール等)	ヤンマー
空調	空冷ヒートポンプ式 (電気室)	ダイキン
換気		三菱
衛生	直結増圧給水ポンプユニット	テラル
	ガス焚湯沸器	ノーリツ
	電気式給湯機	イトミック
	電気式給湯器	TOTO
	屋内消火栓ポンプユニット	テラル
昇降機		三菱電機
太陽光		京セラ
電話交換機		日立産機システム
自動ドア		ナブコ

設 1 消防用設備保守

1 点検項目

下記3の点検設備内訳に掲げる内容について、下記2のとおり点検を実施する。

屋内消火栓設備については、放出、放水テストを含むものとし、ガス代及び薬品補充等の諸費用は、受託者の負担とする。

2 点検内容

- (1) 各点検月に消防法（昭和23年法律第186号）及び消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）等に基づき点検・整備・試験を行い、常に正常に作動するように保守すること。
- (2) 故障等の場合は、適宜の処置をとること。
- (3) 点検報告は、各点検月に作成する。
- (4) 作業終了後速やかに消防用設備点検結果報告書を正・副各1部ずつ提出すること。

3 点検設備内訳

〔自動火災報知設備〕	
差動式スポット型感知器	55 個
定温式スポット型感知器	15 個
複合盤 P 型 1 級	1 台
煙感知器	21 個
発信機	5 個
電鈴	5 個
表示灯	5 個
電源装置	1 式
消火栓連動起動装置	1 式
〔屋内消火栓設備〕	
加圧送水装置（エンジン無）	1 台
起動装置（消火栓のみ）	1 個
ポンプ操作盤	1 台
消火栓（屋内型）	5 台
起動スイッチ	1 個
表示灯	5 個
屋上消火栓補給水槽	1 基
消火水槽	1 ヶ所

〔防排煙設備〕	
煙感知器	6 個
防火扉閉鎖器	9 台
〔誘導灯〕	
誘導灯	29 台

設 2 非常放送設備保守

1 点検内容

保守点検は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）及び消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）等に基づき、点検・整備・試験を行い、必要に応じて部品の交換、清掃等を実施し、正常に作動するように保守する。

保守点検の詳細は、別紙「点検基準表」による。

2 点検日

保守点検は、年 2 回実施し、日時は、事前に協議すること。

3 報告

点検終了後、作業報告書を作成すること。

4 その他

異常作動の場合、速やかに適切な処置をとること。

設 2 別紙

非常放送設備点検基準表

1 外観点検

(1) 常用電源

① 交流電源

ア 開閉器の表示

開閉器の見やすい位置に、赤色で放送設備である旨の表示がされているか確認すること。

イ 結線接続

㊦ 配線と端子の接続に、緩み・脱落・損傷等がないか確認すること。

㊧ 卓上型等で、コンセントから接続されている場合は、抜け止めコンセントにより、有効に接続されているか確認すること。

(2) 非常電源

① 充電電源

ア 開閉器の表示

開閉器の見やすい位置に、赤色で放送設備である旨の表示がされているか確認すること。

イ 結線接続

配線と端子の接続に、緩み・脱落・損傷等がないか確認すること。

② 蓄電池本体

ア 周囲の状況

㊦ 設置位置の換気・通風がよく、塵埃、腐食性ガスの滞留や著しい温度変化がないか確認すること。

㊧ 蓄電池の据付状態が、正常であるか確認すること。

イ 変形・損傷等

著しい変形・損傷・亀裂等がないか確認すること。

ウ 漏液・腐食

電解液の漏液がなく、リード線の接続部等に腐食がないか確認すること。

③ 充電装置

ア 変圧器・整流器等

埃等の堆積がないか確認すること。

イ 計器類

㊦ 点検方法

電流計・電圧計が規定値を示しているか確認する。

㊧ 判定方法

電圧計等は、規定値（文字盤に適正值を色別）を指示していること。前面より 3 m 離れた位置で点灯していることが、明瞭に識別できるこ

と。

④ 切替え装置

試験用スイッチの操作により非常電源への切替えが自動的に行われ、かつ電圧計の指示が適正であるか確認すること。電圧表示が表示灯によるものにあつては、表示灯により確認する。

⑤ 結線接続

端子との接続に、緩み・脱落・損傷等がないか確認すること。

(3) 増幅器・操作部・遠隔操作器

① 周囲の状況

ア 点検方法

設定場所には、人を配置し、操作上有効な保有空間があるかを確認すること。

イ 判定方法

操作するのに支障をきたさない空間が保有されていること。

② 変形・損傷等

著しい変形・損傷・腐食等がないか確認すること。

③ 操作部の各種表示

操作部に設けられた各装置等を示す表示が適正に設けられているか確認すること。

④ 電源電圧

ア 点検方法

電源監視用の電源電圧計の指示が、適正か又は電源監視用の表示灯が正常に点灯しているか確認すること。

イ 判定方法

㊶ 電源電圧計は、規定値の±10%の範囲内に指示していること。

㊷ 表示灯の場合は、前面より3m離れた位置で点灯していることが明瞭に識別できること。

⑤ スイッチ類及びヒューズ類

ア 点検方法

㊸ 変形・損傷・端子の緩み・脱落・腐食・塵埃の付着等がないか確認すること。

㊹ スイッチ類の開閉機能及び、開閉位置が正常であるか確認すること。

㊺ 操作部のスイッチは、操作上有効な高さにあるか確認すること。

イ 判定方法

㊻ 階別選択スイッチ・一斉スイッチ・連動停止スイッチ等が正常な位置に設定できること。

㊼ 操作部の操作スイッチは、床面からの高さが0.8m以上1.5m以下の箇所に設けられていること。

ウ 留意事項

スイッチ類及びヒューズ類は、外面より点検できるものに限る。

⑥ 保護板

ア 点検方法

起動スイッチの保護板が、有効に取り付けられているか確認すること。

イ 判定方法

保護板は、指定のものが正しく取り付けられていること。

⑦ 作動状況

各スイッチの操作により、作動状況が確認できるものにあつては、それぞれ作動試験を行い、機能が正常であるか確認すること

⑧ 計器

出力計等が有効に作動するか確認すること。

⑨ 非常電源切替え

試験用スイッチ等の操作により、非常電源への切替えが自動的に行われ、かつ電圧計の指示（電源表示が表示灯の場合は、当該表示灯の点灯）が、適正であるか確認すること。

(4) スピーカー

① 取付け状況

緩み・脱落又は、音響効果を妨げる障害物がないか確認すること。

② 変形・損傷等

著しい変形・損傷・腐食等がないか確認すること。

(5) 付属品

① 点検方法及び判定方法

増幅器・操作装置及び遠隔操作器の設置場所には、次のものが備えてあるか確認すること。

ア 取扱い説明書

イ 予備品（予備電球・予備ヒューズ・他予備を必要とする消耗品）

ウ 回路図

エ 工具

② 留意事項

取扱い説明書とは、操作取扱い説明書をいう。

2 機能点検

(1) 常用電源

① 交流電源

ア 専用回路

分電盤等の開閉器から、放送設備に至る配線の途中で、他の負荷の配線を分岐させていないか確認すること。

イ 開閉器及び過電流遮断器

- ㊦ 破損・過熱等がないか確認すること。
- ㊧ ヒューズ類は、規程の種類及び容量のものであるか確認すること。

(2) 非常電源

① 充電電源

ア 専用回路

分電盤等の開閉器から、放送設備に至る配線の途中で、他の負荷の配線を分岐させていないかどうかを確認すること。

イ 開閉器及び過電流遮断器

- ㊦ 破損・過熱等がないか確認すること。
- ㊧ ヒューズ類は、規程の種類及び容量のものであるか確認すること。

② 充電装置

ア 点検方法

- ㊦ 異常音・異臭及び異常な発熱がないか確認すること。
- ㊧ 著しい損傷がないか確認すること。

イ 判定方法

異常確認は各部位の、異臭・変色・電圧及び電流等の当該回路全体の総合判断による。

ウ 留意事項

調整箇所・部品等にみだりに触れないこと。

③ 端子電圧

ア 点検方法

充電回路の蓄電池への端子電圧が適正であるか確認する。

イ 判定方法

充電状態で端子電圧を電圧計で測定した場合、当該設備の指定電圧の範囲であること。

ウ 留意事項

- ㊦ 充電方式・充電状態及び周囲温度等により、上記電圧は若干異なることがある。
- ㊧ 公称電圧 24V型の場合にあっては、充電電圧の指定電圧範囲は、27V～28Vとなっている。なお、公称電圧 12V・48V型等については、上記 24V型に準じたものである。

④ 切替え装置

ア 点検方法

常用電源を遮断した場合、非常電源への切替えが自動的に行われ、かつ復旧状況が正常か確認すること。

イ 判定方法

- ㊦ 常用電源の状態で、任意の階別選択スイッチを操作し、常用電源を

遮断した場合、作動状態が保持されていることを確認すること。

- ① ㊦の状態から、常用電源に切替え、作動が継続していることを確認すること。

ウ 留意事項

非常用電源で作動しているかの確認は、主電源表示灯又は、非常電源出力端子電圧と常用電源の端子電圧で確認すること。

⑤ 容量

ア 点検方法

容量試験を行い、容量が適正であるか確認すること。

イ 判定方法

- ㊦ 容量試験は、蓄電池点検スイッチのあるものについては、当該スイッチにより行い、電圧計の指示が規定支指示範囲内であること

- ① 蓄電池点検スイッチのないものについては、抵抗負荷を接続し、公称電流相当の電流を1分間放電させた場合、公称電圧の80%以上であること。

(3) 増幅器・操作部・遠隔操作器

① 継電器

ア 点検方法

接続等に塵埃の付着・著しい黒化・変形等がなく正常に取り付けられ、かつ作動するか確認する。

イ 判定方法

継電器の作動は、各部の機能点検によって確認すること。

② ヒューズ類

規定の種類及び、容量のものであるか確認すること。

③ ランプ類

ア 各表示灯の電球等が著しい光束変化・黒化等がないか確認すること。

イ 表示灯に電球を使用している場合は、いずれも点灯していること。

④ 回路選択

ア 点検方法及び判定方法

階別選択スイッチ及び一斉放送スイッチを操作することにより、当該操作回路及び関連する作動表示灯並びに火災灯が正常に点灯し、モニタースピーカーから警報音が鳴動するか確認すること。

イ 留意事項

階別スイッチは、警報区域ごとに操作して確認すること。

⑤ 遠隔操作器の連動

ア 点検方法

遠隔操作器を設けるものにあつては、いずれの操作スイッチを操作した場合でも、双方の継電器・モータースピーカー・出力計等が、正常に

作動するか確認すること。

イ 判定方法

- ㊦ 遠隔操作器の起動操作により、一斉放送ができること。
- ㊧ 遠隔操作器の回路選択スイッチ操作により、任意の階に放送できること。
- ㊨ 遠隔操作器のモニタースピーカーにより、放送内容を確認すること。

ウ 留意事項

モニタースピーカーが内蔵されていないものにあつては、同一室内に設けられたスピーカーでモニターできること。

⑥ 非常用放送切替え

一般放送と兼用するものにあつては、一般放送状態から非常用放送に確実に切替わり、かつ手動により復旧しない限り、非常用放送の状態が正常に継続作動するか確認すること。

⑦ 回路短絡

ア 点検方法

回路短絡試験を行い、当該出力回路の短絡保護回路が遮断し、かつその旨の表示をするとともに、他の回路に機能障害がないか確認すること。

イ 判定方法

- ㊦ 回路短絡は、警報音を放送した状態で行うこと。
- ㊧ 短絡した回路にあつては、短絡した旨の表示がされるとともに他の回路には、異常なく放送されていること。

ウ 留意事項

遠隔操作器にあつては、管理事務室に設けるものを除き、スピーカー回路の短絡の有無を表す表示装置は、一括してもよい。

(4) スピーカー

① スピーカー

ア 点検方法

㊦ 一斉及び区分鳴動

一斉及び階別放送を行い、警報音及び音声に著しい歪み、異常発振がなく、正常に放送ができるか確認すること。

㊧ 相互鳴動

二つ以上の操作部がある場合は、相互に鳴動を行い、機能に異常が生じないか確認すること。

イ 判定方法

- ㊦ 放送内容が明瞭であること。
- ㊧ 二つ以上の操作部がある場合は、相互の機能が適正であること。

② 音量調整器

ア 点検方法

音量調整器を設けてあるものにあつては、音量調整器試験を行い、非常放送に支障がないか確認すること。

イ 判定方法

音量調整器の調整位置にかかわらず、非常放送が有効に行われること。

ウ 留意事項

音量調整器がスピーカー機器内部に取り付けられているようなもので、みだりに手を触れることのできない位置に、設けられているものにあつては、音量調整器試験は省略してもよい。

(5) 結線接続

配線と各機器端子等との接続に、緩み・脱落・損傷等がないかを、確認すること。

3 総合点検

(1) スピーカーの音量

① 点検方法

警報音による放送を行い、スピーカーの中心部から1 m離れた位置で、騒音計(A特性)で計った値が、規定以上の音量であるか確認すること。

② 判定方法

1 m離れた位置での音量が、90 ホーン以上であること。

③ 留意事項

任意の場所における音量は、65 ホーン以上であることが望ましい。

(2) 総合作動試験

① 点検方法

非常電源に切替えた状態で、任意の起動装置を操作して、前記(1)アの方法により、任意のスピーカーの音量を測定し、火災灯の点灯及び設備構成の機能が正常であるか確認すること。

② 判定方法

非常電源からの供給が有効であり、関連する装置等及び警報音の鳴動が正常であること。

③ 留意事項

ア 総合作動試験は、非常電源(内蔵型蓄電池)を消耗するので、なるべく短時間で行うのが望ましい。

イ 点検終了後は、充電状態になっていることを確認する。

設 3 消火器保守

1 品名及び数量

粉末 A B C 消火器	6 本
強化液消火器	6 本

2 保守内容

定期点検

- (1) 消火器の機能を維持するための点検は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）及び消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）等に基づいて実施すること。
- (2) 消防関係の検査の時は、保守点検員が立会うものとする。
- (3) 作業終了後、点検結果報告書を作成する。

設 4 空気環境測定

1 測定地点

	場所
地下1階	受付、更衣室、ミーティングルーム
1階	アリーナ、柔道場、救護室
2階	剣道場、多目的室
3階	倉庫

2 測定方法等

(1) 測定項目

温度、相対湿度、気流、浮遊粉塵、一酸化炭素、炭酸ガス

(2) 測定は1地点あたり2回とする。

(3) 測定時には、測定箇所の在室人員を調査する。

(4) 浮遊粉塵、一酸化炭素及び炭酸ガスについては、瞬間値のほか1日の平均値も記録する。

(5) 作業日及び作業時間は、施設運營業務に支障のない日時とする。

3 測定結果書類等

測定後、次の書類を作成すること。

(1) 測定結果報告書

(2) 測定結果概評

(3) 測定結果表（グラフ）

設 5 建築物等定期点検

1 目的

施設の保全を確保するため建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 12 条に係る点検を行う。

2 点検対象

点検対象は、次のとおりとする。

(1) 建築物（建築物の敷地及び構造）

- ① 敷地及び地盤面
- ② 構造耐力上主要な部分
- ③ 屋根葺材、内装材、外装材、帳壁その他これに類する用途に供する建築物の部分
- ④ 建築非構造部材（GHP 室外機その他建築物の屋外に取り付けるもの）
- ⑤ 防火区画を構成する各部分その他防火上主要な部分

(2) 建築設備等

- ① 昇降機
- ② 換気設備
- ③ 給水設備及び排水設備
- ④ 非常用照明設備

(3) 物理的理由・安全上の理由等から点検を行うことが困難な場所にあるものは、当該部分の周辺状況から判断して異常の有無を推察する。

3 点検の周期

(1) 建築物：当該建築物の敷地及び構造

3 年以内ごと（検査済証の交付を受けた場合は、その日から起算して 6 年以内）

(2) 建築設備：昇降機と昇降機以外の建築設備

1 年以内ごと（検査済証の交付を受けた場合は、その日から起算して 2 年以内）

4 点検者の資格

点検を行う者は法で定められた有資格とする。

5 他の法令等による点検の確認

法定点検事項及び自主点検事項は、その適切な実施及び結果の確認をもって本書で定めた点検と看做することができる。但、この場合は、点検者は、点検内容が適切に履行されている事を確認し点検報告書に明記する。

6 点検結果

点検終了後、点検報告書を作成し、5年間保存する。

設 6 昇降機保守業務

1 機種

三菱電機 P11-C0-45 型 乗用 機械室レスエレベーター 3 停止 1 基

- | | | |
|----------|-------------|-----|
| (1) 付加仕様 | 車椅子兼用 | |
| (2) 付加装置 | ① 火災時管制運転装置 | 1 組 |
| | ② 停電時自動着床装置 | 1 組 |
| | ③ 地震管制運転装置 | 1 組 |
| | ④ 乗場遮煙機能 | 1 組 |

2 業務内容（フルメンテナンス）

- (1) 月 1 回技術員が点検を行い、性能を最高に維持するよう必要に応じて清掃、給油及び簡単な調整を行う。
- (2) 定期点検等の結果により、機器の性能維持に必要な場合は、直ちに部品の取替、若しくは修理を行うこと。
- (3) 不時の故障、又は事故の連絡を受けた場合は、速やかに技術員を派遣し、適切な処置をとること。
- (4) 建築基準法の規定に基づき、年 1 回の定期検査を行うこと。
- (5) 必要に応じ監督技術者を派遣し、機械装置の細部を調査し、予防保全的措置をとること。

3 報告

点検終了後、作業報告書を提出し、区の承認を得ること。

設 7 自動扉保守

1 点検機種及び台数

片引きダブルスライドドア 2台

2 業務内容

下記3の作業内容に基づき、操作スイッチ・コントロールボックス・油圧又は、空気配管・電気配線その他自動扉開閉装置一切の定期点検及び調整等を、年3回行実施する。

故障等があった場合は迅速に修理調整する。

なお、保守業務に必要な油脂ウエス類及び工具等は、受託者の負担とする。

高額部品及び、故障又は分解整備に伴う部品の交換等はこの限りはない。ただし、実施に際しては、事前に区の承認を得ることとする。

3 作業内容

- (1) 制御箱関係の点検及び調整
- (2) エンジン本体関係の点検・注油及び調整
- (3) 空気圧縮機装置関係の点検・注油及び調整
- (4) 操作スイッチ関係の点検及び調整
- (5) その他各部配管・配線・各部機器の温度・運転状態・扉及びアーム関係・各部油廻り点検等

4 報告

作業終了後、作業報告書を作成する。

5 その他

自動扉設備に関する法令改正等のあった場合は、関連事項を指導助言する。

設 8 空調用自動制御装置保守

1 点検項目

(1) 空調制御機器

① アリーナ系統空調機制御 GHP-1	2セット
② GHP-2～4 系統空調機制御	3セット
③ ファン発停制御	2セット

2 点検内容

自動制御機器及び中央監視装置が正常に作動するよう点検、整備及び試験を行い、必要に応じて各部品の交換及び清掃等を行うこと。

3 点検日

点検日については、事前協議の上決定する。

4 報告

点検終了後、作業報告書を作成すること。

設 9 太陽光発電設備保守

1 設備概要

京セラ製品

太陽電池モジュール	多結晶シリコン太陽電池	78 枚
パワーコンディショナー10 kW	屋外用系統連系インバータ	2 台
日射計	1 台	
気温計	1 台	
データ収集装置	1 台	
表示装置	1 台	

2 委託概要

- (1) 太陽電池モジュールの点検及び清掃
- (2) パワーコンディショナーの点検
- (3) データ収集装置点検及び利用状況報告書の作成
- (4) 日射計・気温計・表示装置の点検

3 点検内容

保守点検は年1回（任意）行い、電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づき、点検・整備・試験を行うこと。

また、機器が正常に作動するよう、必要に応じて部品の交換・清掃等を実施する。

4 太陽光パネル点検内容

保守点検は年1回（任意）行い、点検・整備・試験を行うこと。

また、機器が正常に作動するよう、必要に応じて部品の交換・清掃等を実施する。

5 その他業務内容

利用状況報告書を作成のうえ、提出すること。

6 点検日

点検日については、事前に協議の上、決定すること。

又、故障等があった場合は、速やかに適切な処置をとること。

7 報告

作業終了後、点検結果報告書を作成すること。

設 10 電話交換設備保守業務

1 設備概要

(1) 収容局線 局番 03-3945-4008 1 加入

(2) 交換機他

ア	デジタル電子交換機	1 式
イ	電話機	13 台
	デジタル多機能電話機	4 台
	一般電話機	8 台
	PHS 子機	1 台

2 業務内容

- (1) 年 6 回、定期保守点検を行うこと。また、故障等が発生した場合は、速やかに技術員を派遣し、対応すること。
- (2) 本書にいう保守とは、交換機の性能を完全に維持し、かつその障害値を電話会社の定める、限界値以下とする行為をいい、電話機用部品並びに各種設備の増設、移設、改造、撤去等の変更工事は含まないものとする。
- (3) 軽易な部品の交換は、受託者の負担とする。

3 報告

点検終了後、作業報告書（様式任意）を提出し、区の承認を得ること